

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告 示

鳥取県告示第二百七十九号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)

第三十五条の四の規定に基づき、昭和三十七年四月一日から業務を開始する米飯提供業者を次のとおり登録した。

昭和三十七年五月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 目 次

◇ 告 示 米飯提供業者の登録

米穀小売販売業者丙の登録

◇ 監査公告 定期監査の結果公表

登録番号 氏 名 名称又は屋号

住

所 営業所の所在地

一	恵美須とう	恵美須屋	鳥取市川端三丁目一三	住所に同じ
二	吉田 節子 吾 妻	屋	吉岡温泉町二六一	〃
三	尾崎 善蔵 美 保	旅館	東品治町一三	〃
四	岡島 弘岡 島	〃	吉岡温泉町一四〇	〃
五	高辻 美代 桐	の家	瓦町一三三	〃
六	佐田久あき子	福	一六四	〃
七	田中 はよ	田 旅館	六	〃
八	田村 静子 福	助	吉岡温泉町七六二	〃
九	森本 政枝 大内屋	旅館	吉方三区二四四ノ一	〃

- 二八 太田垣万喜藏 丸 豊 本町二丁目三六
- 二九 玉森美代子 はちまき 川外大工町二
- 三〇 山村 三郎 鳥取郵便局食堂 寺町五〇 七二
- 三一 永見 千秋 電気通信共済会 鳥取営業所 東品治町一九ノ三
- 三二 岡本 和子 三 平 〃 一〇九ノ四
- 三三 岡田 寿江 おかだ屋 吉方一区四三ノ一四
- 三四 麻本おぬい 平和食堂 東品治町一〇四
- 三五 森田 国道 太平 〃 五八ノ二〇
- 三六 森田 のぶ 蔦 の 屋 〃 瓦町一七三
- 三七 野間みねよ みつ 家 〃 一八七
- 三八 和田 利一 まねき 〃 一二四ノ九
- 三九 松村まつの 江戸前 〃 東品治町五八
- 四〇 浜村登美子 浜市食堂 〃 五八ノ一
- 四一 西山 富子 ブラザー 〃 立川町一丁目二五
- 四二 西原 政吉 さかえ屋 〃 東品治町一六六ノ一
- 四三 矢谷みどり 服飾喫茶 ロマン 〃 古市一
- 四四 野村 典康 市立鳥取市民病院 〃 尚徳町一七
- 四五 石原 貞雄 鳥取赤十字 〃

- 一〇 中村 載子 なか 川端四丁目九八、九九
  - 一一 渡部 うた 渡部 旅館 賀露町一五四
  - 一二 大森 義雄 とら や 寺町二区一一九
  - 一三 足立 正徳 新生館 吉岡温泉町七五三
  - 一四 小林マス子 田中屋 〃 二五一
  - 一五 小谷 専一 小銭屋別館 吉方三区二五六ノ二
  - 一六 助飛羅貞子 鳥取屋旅館 今町一丁目一〇〇
  - 一七 寺岡 フミ 中嶋屋 吉岡温泉町 六五九
  - 一八 高田智恵子 角糍屋 〃
  - 一九 浦川 信義 風月堂 本町一丁目三九
  - 二〇 北浦 茂樹 幸寿司 瓦町一二三の四
  - 二一 田川 幸男 鳥取県東部勤労者消費生活協同組合 川端一丁目四八
  - 二二 中尾 ゆき 一番食堂 川外大工町五三
  - 二三 尾崎 治郎 会館 〃 今町二丁目一五二
  - 二四 〃 株式会社 鳥取大丸 〃 鹿野町二四
  - 二五 平田喜代子 ベニヤ 職人町一六
  - 二六 吉村 虎男 武蔵屋 寺町二区一二二
  - 二七 米沢 勇 鳥吉 〃
- 鳥取市立川一丁目三五  
住所に同じ  
鳥取市本町三丁目 鳥取商工会館  
住所に同じ  
鳥取市東品治町一八ノ一三  
住所に同じ

四六	亀木勉次郎	かめきストア	境港市本町二〇
四七	秋田はつ子	旭旅館	京町一八八
四八	柳楽源一	小嶋屋商事有限公司	本町三一
四九	安田定俊	有限会社 銀翼荘	小篠津町六五六ノ一三
五〇	山口ます	徳田屋食堂	中町一九
五一	小西岩雄	と き わ	柴町六八
五二	大江鉄次郎	大江旅館	松ヶ枝町三八
五三	生田末秋	幾多	本町六
五四	渡部貞子	隠岐国屋	京町一一六
五五	真木しげ子	ことぶき	相生町一二七
五六	塚本勘市	二葉ずし	中町一〇
五七	花井美代子	湖月	小篠津町五一〇
五八	山本孝人	有限会社 美保旅館	大正町一三二
五九	荒本操子	あ ら き 屋	松ヶ枝町二八
六〇	伊東百合子	多古八	柴町一七八
六一	浜川鶴子	風月	京町二〇〇
六二	西村かつよ	港屋旅館	大正町八三
六三	藤野ゆり子	小松屋	柴町七

境港市本町一八  
住所に同じ

六四	江田さき		上道町一七六一
六五	松本勝子	松本旅館	一ノ七七八
六六	増田次男	おやじ	京町五
六七	池田ユキ	曙	東本町五〇
六八	松篠佐紀子	一傘 渡辺旅館	大正町四四
六九	渡部実栄	東府屋	一三四
七〇	永山実	いろは	相生町一七
七一	池田カツ	池田屋	大正町一三四
七二	木村松子	紺屋旅館	京町一一七
七三	井上柳蔵	かみの湯	岩美郡岩美町岩井五六五
七四	野沢正春	三ツ和	岩井
七五	前田操	備前屋旅館	五四五
七六	山田兵蔵	岩井屋	五四六
七七	伊藤元江	花屋	五三六
七八	山本太郎	明石屋	浦富一〇三五ノ五
七九	武田勝次	武田旅館	一〇三五
八〇	河村安蔵	すし安	三五ノ七
八一	清水美花子	清水食堂	









二四二	山根嘉代蔵	やまき	八東町北山四八	〃
二四三	谷口 武則	谷口旅館	富枝四七六	〃
二四四	伊藤 康子	やよい	才代二八四	〃
二四五	松田登美子	吉野屋	若桜町若桜	〃
二四六	熊田 久雄	熊甚	若桜町一七九	〃
二四七	熊田資治良	熊蜂旅館	〃 二六一	〃
二四八	伊井野万寿雄	伊井鉄	若桜一八九四ノ四	〃
二四九	君野きみえ	君乃屋旅館	春米	〃
二五〇	山根 富寿	水屋	若桜二八三	〃
二五一	中尾喜三郎	桜屋	〃 一六五	〃
二五二	加島 節子	〃	〃 一〇五	〃
二五三	山野 一男	屋満野	〃 一二〇一ノ一	〃
二五四	山根よしの	大入食堂	若桜	〃
二五五	山崎千代子	〃	〃 八〇九	〃
二五六	中尾 節子	中尾飲食店	〃 一一三	〃
二五七	福田 竹治	福田	〃 一二一七ノ六	〃
二五八	戸井 りん	といや旅館	若桜	〃
二五九	石亀 波子	弁天食堂	〃	〃

二二四	橋本 たか柳	屋	〃 二一五	〃
二二五	岸本 実きしもと	〃	安蔵一〇四九	〃
二二六	岡島 渾菊乃	屋	河原町河原二四	〃
二二七	新 とし子	新茶屋旅館	〃 一一三	〃
二二八	坂本とみ子	新橋屋	〃 五〇ノ二	〃
二二九	太田 かよえ	び屋	〃 六三	〃
二三〇	荒木 寿賀	ことぶき	〃 四六ノ四	〃
二三一	前場チエ子	まえば	船岡町船岡四六七ノ二	〃
二三二	石井 初枝	柳屋	〃 三一二	〃
二三三	橋本さわ子	橋木屋	〃 三八五ノ四	〃
二三四	坂内 文雄	東屋	〃 四六七ノ二	〃
二三五	吉田 定子	〃	郡家町郡家三三六	〃
二三六	林 憲一	林旅館	郡家	〃
二三七	博田 鶴枝	いずみ	〃 六三二ノ三	〃
二三八	渡辺 まつ	渡辺旅館	〃 二三二	〃
二三九	藤田とし子	一力	〃 二三〇	〃
二四〇	宮田キクノ	宮田旅館	〃 七五ノ二	〃
二四一	土手伊喜子	〃	〃 七五ノ三	〃

八頭郡用瀬町宮原  
住所に同じ





三二四	谷水	りか	谷水旅館	旭七五	住所に同じ
三二五	押本	三男	中井	東伯町八橋一三九八	住所に同じ
三二六	大田	鹿蔵	養気楼	〃 一三九五	住所に同じ
三二七	大田	千恵子	大田旅館	〃 徳万二七一	住所に同じ
三二八	川上	宗夫	入船	〃 二八〇	住所に同じ
三二九	横山	百合子	横山旅館	〃 浦安三五四	住所に同じ
三三〇	村瀬	春子	福乃家	〃 三六三ノ二	住所に同じ
三三一	種子	稔	マルエス	〃 三〇八ノ三	住所に同じ
三三二	石田	かめ	北海道	〃 赤碕町赤碕一五七四ノ二	住所に同じ
三三三	岩本	操	伊和福	〃 一五三九	住所に同じ
三三四	福田	とし子	聴濤館	〃 一五四一	住所に同じ
三三五	紙徳	松子	香味徳	〃 一三九三	住所に同じ
三三六	光本	とよ子	光村屋	〃 一一五八	住所に同じ
三三七	竹村	英太郎	中村旅館	〃 八〇ノ一〇	住所に同じ
三三八	稲田	千代子	銀扇食堂	〃 赤碕	住所に同じ
三三九	木谷	徳市	松江館	〃 一九四二ノ二	住所に同じ
三三〇	苅田	益子	食堂	〃 日野郡溝口町溝口二四二	住所に同じ
三三一	登佐	光子	杓子屋	〃 鳥取市二階町四丁目四一	住所に同じ

二九六	竺原	繁子	湯里旅館	〃 関金宿一三〇三	〃
二九七	椿	清市	椿屋	〃 一一四五	〃
二九八	徳永	初蔵	ふくとく	〃 一二四四	東伯郡関金町関金宿一三一六ノ一
二九九	石原	信子	駅前食堂	〃 大鳥居九〇ノ二	住所に同じ
三〇〇	伊勢忠	二郎	つま八	〃 大鳥居	住所に同じ
三〇一	奥村	千代松	おやじ	〃	住所に同じ
三〇二	山榑	もく	有限会社 養生館	〃 東郷町引地一四四	住所に同じ
三〇三	山田	善之助	鶴の湯旅館	〃 旭三五	住所に同じ
三〇四	山下	宗三郎	山ちやん	〃 〃 四四	住所に同じ
三〇五	藤田	初枝	一藤旅館	〃 〃 七〇	住所に同じ
三〇六	秋久陽	之輔	有限会社 忠誠館	〃 〃 八三	住所に同じ
三〇七	新名	泰雄	湖月	〃 松崎三五八ノ六	住所に同じ
三〇八	田村	数子	松の家旅館	〃 旭五九	住所に同じ
三〇九	河本	一三	河本	〃 〃 六八	住所に同じ
三一〇	藤田	悦子	富士屋	〃 〃 三九	住所に同じ
三一〇	綱本	巽	多津美荘	〃 〃 八八	住所に同じ
三一一	清水	せつ	花屋	〃 中興寺四〇五ノ八	住所に同じ
三一二	本荘	英博	水明荘	〃 松崎二八一	東伯郡東郷町旭一三二

三五〇	阿部 昭次	株式会社アベ鳥取堂	東品治町一ニノ一八	鳥取市東品治町 鳥取駅構内
三五一	福田 きみ	福田屋	吉岡温泉町二三八	住所に同じ
三五二	市村武太郎	いちむら	大工町頭一ノ五	住所に同じ
三五三	有田とし江	有田屋	吉方七七七ノ八	住所に同じ
三五四	佐々木 盛	鳥取県立中央病院	〃 二六五	住所に同じ
三五五	能見 絹枝	さわやか食堂	倉吉市昭和町一八〇ノ五	住所に同じ
三五六	山田 とも	大和旅館	東岩倉町二〇八二ノ一	住所に同じ
三五七	勝田 敏子	松風荘	瀬崎町二七五ノ一	住所に同じ
三五八	山田 勝治	〃	堺町二丁目二三九ノ三	住所に同じ
三五九	仲 国子	仲食堂	上井二丁目一	住所に同じ
三六〇	山田 松代	山田屋	明治町一〇六五ノ二	住所に同じ
三六一	長尾 行野	寿楽館	上井三九二ノ二	住所に同じ
三六二	村山 ナヲ	はやし旅館	大正町一〇七六ノ一二	住所に同じ
三六三	米原 重光	こじか食堂	明治町一〇七ノ三九	住所に同じ
三六四	広田 佳代	くどりや	東町四二四	住所に同じ
三六五	仲原 しな	福助	明治町	住所に同じ
三六六	山根 幸男	山根旅館	上井二一ノ一	住所に同じ
三六七	牧田多満野	牧田	西仲町二六六六	住所に同じ

三三二	大下 政規	花蝶	東品治町一〇九ノ四	〃
三三三	山崎 正男	いなば荘	東町二一九	鳥取市吉方四七七ノ一
三三四	小林 岩吉	有限会社あらかねや	東品治町二〇	住所に同じ
三三五	池上 松子	松月	吉方二九七	住所に同じ
三三六	安田八重子	安田旅館	〃 七七四	〃
三三七	森井 ふよ	森井	〃 四三	〃
三三八	牧田 和子	牧田旅館	東品治町一〇ノ一	〃
三三九	小谷 とめ	三福	瓦町一五六	〃
三四〇	岩原 とめ	どめ屋	〃	〃
三四一	沢山しげの	佐和旅館	〃 一八一	〃
三四二	尾室まつえ	三和	〃 八五	〃
三四三	森田 しづ	狸々	東品治町一六	〃
三四四	土井 寿子	丸清旅館	瓦町八五	〃
三四五	松浦喜一郎	松浦	東品治町一六三	〃
三四六	河越 秀雄	河越	瓦町二二	〃
三四七	柏木 福栄	梅乃家	〃 七一	〃
三四八	川戸 貞一	川戸屋旅館	東品治町一三ノ三	〃
三四九	高木つた子	常盤荘	瓦町一六四	〃

三六八	齊木 春香	風 月 楼	"	葵町八四九	"
三六九	山根千代子	ちさか旅館	"	上井一丁目六	"
三七〇	河島かね子	お多福	"	堺町二丁目九二八	"
三七一	黒田 一春	エデン	"	大正町一〇や五	"
三七二	河本 つる	河本旅館	"	新町二丁目二三五四	"
三七三	野崎 正一	野 田 屋	"	一丁目二四二三ノ二	倉吉市堺町二丁目九四六
三七四	船越 勇吉	駅前食堂	"	明治町一〇三五	住所に同じ
三七五	淡路 すみ	あわじや	"	一〇三一ノ二	"
三七六	亀井きく江	万 よ し	"	仲之町七六六	"
三七七	小谷 昭	小谷 食堂	"	境町二丁目二三九ノ一	"
三七八	瀬々八重子	八千代旅館	"	大正町一〇七五	"
三七九	吉田 ふじ	大阪屋	"	新町三丁目二二八九	"
三八〇	片山 道夫	中 井 "	東京都世田ヶ谷区北沢四ノ四〇六	倉吉市明治町一〇三七	住所に同じ
三八一	石井 徳子	石 井 "	倉吉市堺町一丁目八六三	"	"
三八二	木岡 勇吉	や ぐ ら	"	明治町一〇一七	"
三八三	天野きよの	天野旅館	"	大正町一〇七九	"
三八四	高橋 三郎	満 月	"	明治町一〇三二ノ二九	"
三八五	大道 シヲ	浅 津 屋	"	上井町三二二	"

三八六	沖江 富子	沖江旅館	"	堺町二丁目	"
三八七	松原 静男	松原 "	"	東町四四一	"
三八八	広岡 国江	昭 和 "	"	上井二八七	"
三八九	内海 ふみ	林 "	"	堺町二丁目九三四	"
三九〇	児玉 信義	児 玉 "	"	上井三一三	"
三九一	永田 みね	永 田 "	"	明治町一〇一三ノ五	"
三九二	小坂 元春	こさか食堂	"	一〇三一	倉吉市葵町
三九三	"	"	"	"	住所に同じ
三九四	米沢 菊江	米小旅館	"	上井町三三三ノ一	"
三九五	岸田 虎蔵	岸田北松軒	"	上井二一三ノ七	"
三九六	前田 正男	佐美屋旅館	"	三三四ノ六	"
三九七	青木さだ子	浅 津 宛	東伯郡羽合町上浅津	"	"
三九八	湯村 年男	日進館別館	"	"	"
三九九	中島 藤江	望 湖 楼	"	"	"
四〇〇	磯江きよの	東 郷 館	"	四ノ二四	"
四〇一	知久馬重盛	岩 湯 旅館	"	三朝町三朝九二四	"
四〇二	御船 栄	木 屋 "	"	八九五	"
四〇三	松本 生一	か じ 亭	"	三〇九ノ九	"

四〇四	松原千津子	煙草屋	山田一四八	
四〇五	御船 ヒデ	齊木旅館	三朝八九一	
四〇六	齊木 恒子	明 治	三朝	
四〇七	岩崎 あい	山 楼	三六五	
四〇八	名越 御代	三 朝 館	山田一七四	
四〇九	藤井 啓	西 藤 館	三朝九二九	
四一〇	藤井 瑛子	福 屋	八九四	
四一一	岡崎 ひさ	中 屋	八五五	
四一二	金田 政之	永 楽 庵	八四七	
四一三	石河 大道	鳥取県市町村職員共済組合三朝保養所	山田一八〇	
四一四	藤井 照子	花 屋	三朝八五〇	
四一五	山根 義顕	中 国 屋	九三三ノ二	
四一六	山田寿美子	だるま食堂	一〇〇三ノ七	
四一七	石湯 久子	石湯旅館	山田三二	
四一八	大橋 一男	株式会社三朝観光公社	三朝	
四一九	"	大 橋	三〇二ノ一	
四二〇	山本 治之	御 茶 屋	八四一	
四二一	吉竹関太郎	よしだけ	山田一四二ノ二	東伯郡三朝町三朝九〇〇

四二二	舟越為佐男	鳥取県厚生農業協同組合厚生寮	三朝	住所に同じ
四二三	足立たきの	橋 津 屋	八八六	
四二四	米田 春江	茶 田 屋	九〇三	
四二五	松原 徳野	一 陽 荘	山田一六二	
四二六	大岩勇一郎	万 翠 楼	五	
四二七	尾崎 益三	三朝温泉会館	三朝九七二ノ一	
四二八	松原 惇一	桶 屋	山田一五〇	
四二九	石原 行雄	き ら く	三朝七九一ノ一八	
四三〇	小松 健治	小 松	山田一二ノ一	東伯郡三朝町三朝三〇九ノ一四
四三一	杉山 保治	三 朝 郷	三朝三四七	住所に同じ
四三二	藤井喜美子	新 屋 旅 館	八三一	
四三三	麻田 賢	ひさみ食堂	九〇六	
四三四	吉原 久枝	山 朝	山田一	東伯郡三朝町山田二八ノ三
四三五	門藤サトミ	千 里 旅 館	三朝七九八ノ一	住所に同じ
四三六	錦織 章子	万 よ し	九六七ノ六	

鳥取県告示第二百八十号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第三十二条の二の規定に基づき、昭和三十七年四月一日次

のとおり昭和三十七年度における米穀小売販売業者内の業者登録をした。  
昭和三十七年五月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(小売販売業者丙)

登録番号	氏名又は名称	住 所	営 業 所 の 所 在 地
一	網師 喜吉	鳥取市賀露町一五一〇ノ二	住所に同じ
二	船本 幸作	〃 〃 一三四〇	〃
三	敦賀 弘	〃 〃 一三九九	〃
四	美川金太郎	〃 〃 一三一八	〃
五	企業組合杉原商店	境港市相生町二	〃
六	景山文太郎	花町二六	〃
七	有限会社景山園一商店	入船町四一	〃
八	戸田 友次	朝日町五一	〃
九	酒井登美子	相生町一	〃
一〇	柏木整一郎	栄町一七	〃
一一	末広町米穀小売企業組合	末広町一〇三	〃
一二	寺本しげよ	大正町六八	〃
一三	松ヶ枝町米穀小売企業組合	松ヶ枝町五七	〃

監 査 公 告

鳥取県監査公告第八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条の規定に基づき、昭和三十五年年度にかかる左記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十七年五月二十五日

鳥取県監査委員 松 本 利 治  
 同 萩 原 治 郎  
 同 堀 江 実 蔵  
 同 秋 久 勲

一四	秋田 美江	岩美郡岩美町岩本一一四〇ノ八	〃
一五	博田 正道	〃 〃 〃	〃
一六	井筒ひで子	〃 〃 〃	〃
一七	灘口喜代平	〃 〃 〃	〃

岩美郡岩美町網代二八ノ三  
住所に同じ

監 査 個 所 執 行 年 月 日

倉吉土木出張所	昭和三十六年八月十八日
米子	同 九月十四日
鳥取	同 二十九日
根雨	同 十月六日
郡家	昭和三十七年一月十二日
建設	昭和三十六年十月九日
砂防	同 十日
河港	同 十一日
管理	同 十二日
観光	同 十三日
道路	同 十三日

土 木 出 張 所

倉吉土木出張所 昭和三十六年八月 十八日 監査

米子土木出張所 昭和三十六年九月 十四日 監査

鳥取土木出張所 昭和三十六年九月 二十九日 監査

根雨土木出張所 昭和三十六年十月 六日 監査

郡家土木出張所 昭和三十七年一月 十一日 監査

松本 監査委員 治郎

萩原 監査委員 治郎

堀江 監査委員 蔵

松本 監査委員 治郎

堀江 監査委員 蔵

松本 監査委員 治郎

萩原 監査委員 治郎

堀江 監査委員 蔵

松本 監査委員 治郎

萩原 監査委員 治郎

昭和三十五年度にかかる各土木出張所の監査を執行したが、本年度は伊勢湾台風による災害復旧の第二年度を迎へて、これが復旧工事の早期完成と、道路、橋梁整備による交通輸送の確保及び河川砂防、港湾等土木施設の整備改善が進められ、本県産業基盤の確立強化と、後進性打開のため格段の努力が続けられていた。しかしながら、県下土木施設の整備は、気象的条件及び財政事情等からして、種々、制約される面が大きくとくに、事業推進に当つては施工適期、緊急度、経済効果等を勘案検討して事業の効率化を図ることが緊要と認められるので、関係当局の配慮を要望する次第である。

次に、各所共通の事項は、概ね次のとおりであるが、これらの諸点のうちには本庁において考究、措置を要するものもみうけられるので、さらに検討考慮し適切な措置を望む。

一 道路、橋梁の整備について  
三十五年度末における本県道路の改良状況は、国道、県道をあわせ総延長一、七一二、八〇八米うち、改良

済延長は四九二、五一二米(改良率二八・八%)、舗装済延長は一、二六、一八〇米(舗装率七・四%)に過ぎない現状である。  
また、橋梁数二、〇七四橋のうち永久橋は九六七橋のみで、他は木橋である。産業振興と交通輸送を確保するため、道路改良及び舗装工事の推進と木橋の永久橋架換が特に望まれる。

二 河川改修の促進について  
本年度実施した河川改良事業は、中小河川として河内川外七河川と、小規模河川として小田川外二河川で、事業費は八一、五七八千円にしか過ぎない。さらに事業費の確保に努めて、これが改修事業の推進に努められたい。

三 道路橋梁改修事業について  
最近三ヶ年の道路橋梁改修事業費は  
三十三年度 一〇〇、〇〇〇千円  
三十四年度 一〇〇、〇〇〇千円  
三十五年度 一四五、〇〇〇千円

で、これが事業費は前年度に比較して増額考慮されているが、なお、本県の気象的悪条件、及び交通量の激増と車輛の大型化により、その損傷は著しく、各所とも維持管理に苦慮している実情である。県はさらに予算の増額措置について検討考慮されたい。なお、工事の適期施工等に留意し事業の効率化を図る必要がある。また、ガス、水道等工事に伴う道路狭さく後の復旧工事は、遅れがちであるので、速かに復元するよう努められたい。

四 河川及び砂防維持修繕工事について

河床堤防及び砂防維持修繕費は

年度 河 川 砂 防

三十三年度 六、五七五千元 一、二〇〇千元

三十四年度 四、八一二千元 一、二八〇千元

三十五年度 一五、三七三千元 三、一五〇千元

である。これが財源は、主として、水利使用料又は河川生産物売払代金等により措置されている。要修繕ヶ所の早期整備と河床整備等により災害発生防止を図

ることが必要と認められる。

五 災害復旧事業の促進について  
本年度末における各年災害の復旧状況は、三十二年災害は完了し、三十三年及び三十四年災害の進捗率は六九・五五%である。このう大宗を占める三十四年災害は六八・三五%の進捗率を示しており、概ね計画どおり実施しているが、三十六年度以降の残工事についても事業費の確保に努めて、さらに早期復旧に努力を望む。

また、単県災害復旧工事は一部を翌年度に予算繰越したほか、本年度工事費一三五、七〇〇千円を支出していたが、このうちには、工事の完成が年度内に終了しなかつたものが相当あつたので、とくに早期着工に留意し、事業の効率化に配慮するとともに、予め年度内実施可能事業量のは、握に努め、予算の繰越使用は適法に行はれたい。

六 管理事務その他について

(1) 道路占用、河川堤塘物揚場使用の許可事務につい

ては、これが実態を把握するため現地調査等を進めてはいるが、担当職員が不足のため十分な調査が期待できない現状である。また、河川生産物の払下事務は、逐年件数、数量とも増加し、本年度、これが売払代金は一三、六八五、三一八円にもほり増加の傾向であるが、反面、担当職員は、依然として不足の現状である。道路、河川の取締強化、河川生産物払下許可后における採取数量の確認及び無断採取の取締方策の研究、未納代金の収納確保等、管理事務の強化策につき検討善処の要がある。

(2) 屋外広告物取締の状況は各所とも一層努力の必要

倉吉土木出張所

一 工事の執行状況

(単位千円)

工 事 別	ヶ所数	事 業 費	翌年度繰越額	備 考
〃 道路改良工事	六	四九、六〇二	八、一八一	
〃 橋梁架換工事	三	(三、六〇〇)		注(一)外書前年度繰越額
	(一)	三八、一九三		
		(二、八二〇)		

(3) 用地買収に伴う要登記量は逐年増加している。とくに過年度に属するものでその処理の確認が困難なものがあるが、担当職員構成は、いまなお、弱体と見うけられるので、これを充実強化して早期整備の必要がある。また、廃道、廃河川敷についても実態は握に努めて適正処理を図る必要がある。

(4) 未収金の収納確保についてはさらに一層努力されたい。

各出張所別についての事項は左記のとおりである。



道路特殊改良工事	一八、六九四
凍雪害防止工事	四、一八七
橋梁災害関連工事	九、九八三
舗装新設工事	二五、五三〇
〃 補修工事	四、〇〇〇
河川改良工事	二七、一〇〇
河川局部改良工事	六、〇五〇
災害助成工事	五一、二四七
港湾改修工事	七、五〇〇
海岸浸蝕対策工事	五、〇〇〇
砂防工事	二二、三九二
砂防災害関連工事	一九、五三八
街路工事	四、八〇〇
〃 舗装工事	(二、〇一〇)
〃 一般失業対策事業	二〇、五八〇
災害復旧工事	四、七一一
単県工事	二一八、〇八四
一般	六三、五八四
災害	二〇、六三九
計	四二、九四五
合	六〇〇、七七七
	(八、四三七)
	八、一八一

以上、本年度各種工事は一部を翌年度に繰越したもののほか、公共事業は概ね年度内に完了していたが、単

二 道路占用及び堤塘物揚場使用については、実態調査

一 工事の執行状況

米子 土木出張所

(単位千円)

工事別	ヶ所数	事業費	翌年度繰越額	備考
道路改良工事	四	三八、四〇〇	二、四〇六	
橋梁架換工事	五	五六、八二〇		
道路特殊改良工事	七	二〇、八〇〇		
〃	(一)	(六四六)		
雪害防止工事	二	五、〇〇〇		
舗装新設工事	六	三四、九七〇		
街路工事	四	二八、四二三		
河川改良工事	三	一八、六五〇		
河川局部改良工事	三	六、三一〇		
砂防工事	一〇	二〇、〇八六		
港湾修築工事	一	六、七五〇		
海岸局部改良工事	一	三、九〇〇		
漁港修築工事	二	七〇、〇〇〇		
災害復旧工事	五	一二三、〇九九		
一般失業対策事業	八	九六二		
管内一円				

を実施してこれが、握に努力していたが、さらに促進して取締の徹底を期されたい。

三 未納金の早期収納につきさらに努力されたい。

また、河川生産物売払代金で収入年度区分が相違しているものがあつたので留意されたい。

注(一) 外書前年度繰越額



二 県有船舶は、本所において管理しているが、これが貸付許可及び船舶使用料の収納事務は主務課で取扱つて  
 ので、総合的に維持管理することにつき検討考慮されたい。

三 道路占用及び堤塘物揚場使用については、実態調査をしてこれらは、握に努めて取締の徹底を期されたい。

四 道路占用料及び河川生産物売払代金の未収金については早期収納に一層努力されたい。

根 雨 土 木 出 張 所

(単位千円)

工 事 別	ヶ 所 数	事 業 費	翌 年 度 繰 越 額	備 考
道路改良工事	五	三一、一四〇		注(一)外書前年度繰越額
橋梁架換工事	三	二〇、〇六七		
道路特殊改良工事	一	一八、七〇〇		
舗装新設工事	(一)	(一、四二六)		
凍雪害防止工事	二	六、二七〇		
砂防工事	七	四、四〇〇		
道路災害関連工事	二	三五、五二八		
災害復旧工事	二	一三、五〇六		
単 県 工 事	二	一六、三〇四		
一 般 事	二	二七、一〇九		
災 害	一	一四、五五八		
計	二八二	一七三、〇二四		
合 計	(二)	(一、四二六)		

以上、本年度各種工事は概ね年度内に完了していた。

二 道路占用及び堤塘物揚場使用については、実態調査等をしてこれらは、握に努め取締の徹底を期されたい。

三 道路占用料で未調定のものがあったので留意されたい。

一 工事の執行状況

郡 家 土 木 出 張 所

(単位千円)

工 事 別	ヶ 所 数	事 業 費	翌 年 度 繰 越 額	備 考
道路改良工事	六	二四、三八〇	五、二八九	注(一)外書前年度繰越額
道路特殊改良工事	(三)	(四、二四二)		
橋梁架換工事	四	一〇、一〇〇	三、二六一	
舗装新設工事	(一)	三六、六六九		
凍雪害防止工事	二	(五、二九五)		
道路災害関連工事	二	一八、二八〇		
街 路 工 事	二	三、八八〇		
河川改良工事	二	一四、三九五	七、三六五	
河川災害関連工事	(一)	(一、五六〇)		
砂 防 工 事	一	五、〇〇〇		
災 害 復 旧 工 事	一	二、九〇一		
計	九〇	一三〇、五〇二		
合 計	(二)	(七、〇〇〇)		

単 工 事	二八〇	三一、六九九	
一 般	一〇九	一四、七六二	
災 害	一七一	一六、九三七	
合 計	四〇六 (六〇六)	三〇〇、九一八 (一、一、七九七)	一五、九一五

以上本年度各種工事は一部を翌年度に繰越したもののほか、公共事業は概ね年度内に完了していたが、単工事に  
ついては、適期施工につきさらに留意されたい。なお、昨年九月、主として当管内に発生した第二室戸台風によ  
る土木施設の被害は甚大で、監査日現在全力を挙げてこれが復旧工事の促進に努めていたが早期復旧につき一層の  
努力を望む。

二 道路占用及び堤塘物揚場使用については実態調査等を実施して、これが把握に努め、取締の徹底を期されたい。  
三 未収金の早期収納につき一層努められたい。  
また、道路占用料及び堤塘物揚場使用料(継続分)で調定期が遅延しているものがあつたので留意されたい。

建 築 課 昭和三十六年十月九日監査

監査委員 松 本 利 治  
同 荻 原 治 郎

一 本年度公営住宅の建設状況は、建設計画二〇〇戸  
(県営五二戸、市町村営一四八戸)に対し建設戸数は  
一五六戸(県営五〇戸、市町村営一〇六戸)で、県営

は湖山団地の一部を翌年度に繰越していた。これを第  
三次公営住宅建設計画(三三年度〜三五年度)からみ  
ると、建設計画六〇〇戸(県営九三戸、市町村営五〇  
七戸)に対し実績戸数は五二五戸(県営一〇二戸、市  
町村営四二三戸)で、市町村営が若干下廻っている。  
入居応募者は、建設戸数の約五倍程度もある現状に鑑

み、本事業のあい、路である現状に則しない標準建設費  
の引上を国に要請するとともに、さらに事業費の確保  
に努めて住宅難の解消に一層努力されたい。

二 本年度末における県営住宅戸数は八一二戸(鳥取地  
区六二六戸、倉吉地区四六戸、米子境港地区一四〇戸)  
に達し、本年度これが維持管理に要した経費は一、六  
七二、五三三円(人件費及び臨時的支出である工事請  
負費、施設費を除く)で、前年度の一、八三〇、七六  
九円に比較して一五万余円の減となつている。年数経  
過とともに修繕費を必要としているので、予算の増額  
を図りこれが維持管理に努められたい。

また、家屋貸付料の未収額は過年度分も含めて一、一  
二一、五五四円もあり、相当古い年次のものであるの  
で早期滞納整理に一層努力されたい。

三 違反建築物の取扱件数は六一件で是正指導により処  
置されていたが、随時取締の励行と指導の徹底を図り、  
違反建築物の絶無に努められたい。

四 一般営繕事業及び学校営繕事業については、それぞ

れの出先機関等の監査報告で述べたとおり、留意すべ  
き点があるので検討されたい。  
なお、これに関連して、県有建物ととりこわし、この  
材料を他に転用の場合において、転用建物の設計書  
のみにより、旧建物の材料が転用建物の工事請負者に事  
実上売却されている例があるが、適当でないので、こ  
の取り扱いにつき検討善処されたい。

砂 防 課 昭和三十六年十月十日監査

監査委員 松 本 利 治  
同 荻 原 治 郎  
同 堀 江 実 蔵  
同 秋 久 勲

一 砂防事業は本年度事業費九五、九六三、九八三円で、  
阿弥陀川を始め二二溪流二五ヶ所に砂防設備を実施し  
ていた。治山治水緊急措置法によつて、昭和三十五年  
度以降五ヶ年及び昭和四十年以降五ヶ年の一〇ヶ年  
計画を樹立していたが、これを強力に推進して治水対  
策の強化に努められたい。

二 砂防維持修繕費は三、〇九〇、五三三円で、既設砂防施設を一六ヶ所修繕工事をしたほか、小規模砂防施設一一ヶ所を新設施工していた。なお、本年度水利使用料(収入済額一六、二五二、八〇〇円)の財源充当状況は、河川及び砂防維持修繕費に三、九九五、〇〇〇円、河水統制電源調査費、砂防調査費に九七三、八〇〇円と、そのほか人件費に一一、二八四、〇〇〇円を充当しているが、さらに事業費財源に充当することにつき検討を望む。

三 砂防工事実施にあつて、従来より原材料(セメント)を請負業者に支給する方式が採られているが、現在の経済状態よりして、この方法は不必要にして手数のみを要するものと考えられるので、検討されたい。

河 港 課 昭和三十六年十月十一日監査  
 監査委員 松 本 利 治  
 同 萩 原 治 郎  
 一 治山治水緊急措置法により中小河川及び小規模河川二四河川と局部改良六三河川を対象に治水一〇ヶ年計

画を樹立して本年度事業費九九、五六〇千円をもつて一八河川の河川改良並びに局部改良工事を実施していたが、さらに事業の推進に一段と努力されたい。

二 河川の維持管理のため工事費五、五〇〇千円をもつて四九ヶ所の修繕工事を施工していたが、さらに河床整理等を実施して災害の未然防止に努められたい。又河川取締りのための機動力は整備されつつあるが、河川生産物の採取数量の確認、無断採取の取締強化につき検討考慮されたい。

三 県有船舶の使用延日数七二八日に対し使用料の収納額は三、七六四、二〇〇円で、前年度に比較し三、三六六、七〇〇円増加している。しかしながらこれが貸付許可事務の明確化、使用日数の確認につき徹底を期すべきものがある。

また、これら船舶は管理人を委嘱して現地機関で管理しているが、貸付許可事務並びに使用料の収納は本庁で取扱つているので、総合的に維持管理することにつき検討考慮されたい。

四 本年度の水防倉庫の整備状況は、県有水防倉庫五棟の資材更新に一九七、七〇〇円を要したほか、東伯町及び習合町に一棟あて町有水防倉庫(国補三分の一県三分の一補助)が新設されたが、特に、町村水防倉庫の整備促進と、備蓄資材の更新については、さらに指導に努められたい。

管 理 課 昭和三十六年十月十二日監査

監査委員 松 本 利 治  
 同 萩 原 治 郎  
 同 秋 久 勲

一 伊勢湾台風による災害復旧事業は、関係当局の努力により、本年度の進捗率は六八・三五%で、概ね計画どおり実施していたが、さらに事業費の確保に努めて残工事の早期復旧を望む。なお、単県災害復旧工事の早期着工及び適法事業繰越措置については、土木出張所の監査報告で述べたとおり留意された。

二 工事請負代金の支払事務等、なお、現地機関に委任することが妥当と認められるものがあるので検討された

三 土木出張所における管理事務の処理については、逐年改善是正が図られてきているが、現地機関の監査で述べたとおり、なお、留意改善を要するもの又は早期整備を要するもの等がみうけられるので検討善処されたい。

また、これら事務量は逐年増加しているが、反面、職員は手不足の現状に鑑み職員構成の充実強化につき配意の要がある。

観 光 課 昭和三十六年十月十二日監査

監査委員 松 本 利 治  
 同 萩 原 治 郎  
 同 秋 久 勲

一 観光宣伝については各種催物の開催、ポスターパンフレットの配付、映画、テレビによる宣伝とあわせ鉄道輸送の改善等により、観光客の本県観光施設及び温泉の利用状況は前年に比較して一一一、八一五人増加しているが、京阪神地区の観光客誘致については団体

職員を県の大坂事務所内に常駐させ、有機的連け、を  
凶る等指導を徹底してさらに観光客の誘致に努められ  
たい。

二 観光施設整備については、本年度事業費三五、〇〇  
〇千円をもつて大山観光会館の建設が計画されたが諸  
種の事情により翌年度に繰越されていた。また、公園  
整備として大山三の沢に延長一、四五四米の車道を開  
設したほか、鳥取砂丘に休憩舎(二五、五坪)を新築  
して観光施設の整備に努めていたが、これらの竣功検  
査は土木(建築)担当課に依頼して実施することが望  
ましい。

三 大山観光開発株式会社の活動については準備段階に  
ある如く見受けられるが、之が積極的活動について指  
導に遺漏なきを期されたい。

道 路 課 昭和三十六年十月十三日監査

監査委員 松 本 利 治  
同 萩 原 治 郎  
同 堀 江 実 蔵

一 昭和三十三年度に策定された道路整備五ヶ年計画の  
推進と国直轄事業による道路整備が図られている。本  
年度末における道路の改良率は二八・八%、舗装率は  
七・四%であるが、さらに事業費の確保に努めて早期  
完遂されるよう望む。

また、木橋数一、一〇六橋のうち重量制限をしている  
ものが四七四橋もあり交通輸送の障害となつているの  
で、これが永久橋架換につき一層努力されたい。

二 道路橋梁改修事業費予算は、前年度に比較して増額  
考慮されているが、交通量の増加と車輛の大型化によ  
り道路現況は悪く、橋梁についても前述のとおり相当  
数の重量制限している実情である。予算増額措置につ  
いて検討考慮されたい。

なお、早期着工と経費の効率化について配意の要があ  
る。

三 屋外広告物条例に基く取締は低調であるので、取締  
を強化するとともに、実態にそぐわない条例改正の促  
進に努められたい。

四 道路占用料(鳥取市内アーケード分)の収納につい  
てはさらに努力されたい。

なお、これに関連して、無許可で県道上に設置された  
アーケードの処置について早急に善処されたい。

五 その他各土木出張所の監査報告で述べた諸点につき  
留意検討されたい。